

告 示

埼玉県告示第千三十三号

平成十二年埼玉県告示第四百二十一号（騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の規定に基づく区域の指定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

区域の類型を当てはめる地域の表 a 区域の項中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同表の備考二中「準住居地域」の下に「、「田園住居地域」」を加える。